

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで
私と妹の二人の国民年金については、亡母が加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月及び同年5月については、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出され、申立期間当時同居していた申立人の妹の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人は、当時、申立人姉妹の保険料を申立人の母親が納付していたとしていることから、当該期間の保険料が申立人の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年6月から同年12月までの期間については、申立人の妹の国民年金保険料も未納となっていると同時に、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人の母親は既に死亡していることから保険料の納付状況は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び同年9月から38年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで
② 昭和37年9月から38年1月まで

私と姉の二人の国民年金については、亡母が加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出され、申立期間当時同居していた申立人の姉の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人は、当時、申立人姉妹の保険料を申立人の母親が納付していたとすることから、当該期間の保険料が申立人のみ未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和36年6月から同年12月までの期間については、申立人の姉の国民年金保険料も未納となっており、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人の母親は既に死亡していることから保険料の納付状況は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び37年9月から38年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年12月まで

昭和37年4月から41年12月までは国民年金の被保険者資格を喪失している期間とされ、国民年金保険料を還付済みとされているが、還付を受けた覚えが無いので納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は国民年金強制被保険者であるにもかかわらず、昭和37年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間については未加入期間とされているとともに、当該期間のうち40年1月から同年3月までの期間を除き国民年金保険料が還付されていることが確認できるが、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が保管する国民年金手帳では、国民年金制度が発足した36年4月から途切れることなく国民年金保険料を納付していることが確認できる上、生活状況に大きな変化は無かったとしていることなどから37年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失する理由が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 7 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 59 年 1 月から 60 年 7 月までは資格喪失期間とされているが、当時、自営業を経営しており、顧客から預かったお金を入金するため金融機関に通っていたので、その際、納付書により国民年金保険料を毎月納付していた。

所得税の確定申告書の控えも残っているので、申立期間について、資格喪失期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、申立期間を除き未納は無い上、社会保険庁に記録のある平成 9 年 4 月から 12 年 3 月までの収納年月日を見ると、毎月、当月分の国民年金保険料を当月末日あるいは遅くとも納期限までに納付していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が提出した昭和 59 年分及び 60 年分に係る所得税の確定申告書の控えの「社会保険料控除」欄に国民年金保険料として支払った金額が記載されており、その金額は、当時の国民年金保険料 1 年分とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年3月24日、資格喪失日に係る記録を同年4月2日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月24日から同年4月2日まで

私は、申立期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された作業員名簿により、申立人が平成10年3月24日から同年4月2日まで同社に勤務していたことが確認できる上、申立人から提出された同社に係る給与明細書及び普通預金通帳により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料の額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の平成10年3月24日の資格取得日及び同年4月2日の資格喪失日は同年5月27日に取り消されていることが確認でき、当該取消処理について、事業主から取消の届出が無ければ、社会保険事務所が取消処理を行うとは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月30日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月30日から48年1月5日まで

私は、昭和47年9月1日から48年1月4日までA社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は47年12月30日で資格喪失となっている。

A社の年末年始の休暇は昭和47年12月31日から48年1月3日までであり、47年12月30日は勤務した。48年1月4日は仕事始めであったが、体調不良により勤務途中で帰宅し、そのまま退社する結果となった。

申立期間に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年1月4日に出勤したが、体調不良により勤務途中で帰宅し、そのまま退社した。」と主張しているが、雇用保険の記録では、申立人の離職日は昭和47年12月31日と記録されているとともに、申立人が48年1月4日に出勤したことに関する関連資料、周辺事情は見当たらず、同僚からの証言も得られないことから、A社に係る勤務の終期は47年12月31日と判断せざるを得ない。

また、申立人が提出した昭和47年9月に係る給料支払明細書では、A社は、申立人が厚生年金保険被保険者となった同年9月の給与から厚生年金保険料を控除していることを確認できる上、同社の現在の経理担当者は、同社では

従前から当月の給与はその 25 日に締め、保険料控除済みの給料を当月末に支給する方式をとっており、これは 48 年当時から変更していないはずである旨説明している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 11 月の社会保険庁の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを不明としており、関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び平成元年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
② 平成元年 8 月

私の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、母親が納付しており、平成元年 8 月の国民年金保険料についても私が国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は、申立人の母親が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所から送付された納付書で母親が納付したと主張しているが、申立人は、当該期間当時、B 市に住居登録していたことから、A 市役所で国民年金の加入手続を行うことはできず、同市役所から納付書が送付されたという主張は不自然である上、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶が無く、申立人の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況についての記憶も曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月以降に払い出されており、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立内容に不自然な点がある上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、申立人が当

該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い。

また、申立人の当該期間に係る社会保険庁の国民年金加入記録は、平成 13 年 10 月に追加処理されたものであり、当該期間当時、申立人は国民年金に加入していなかったと推認されることから、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、A市の記録でも、当該期間当時、当該期間は、国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 49 年 1 月まで
申立期間は、A 区に居住しており、20 歳になった昭和 43 年に勤めていた勤務先の同僚と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は同区役所で納付していた。
申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号は、その後に居住した B 村で昭和 49 年 4 月以降に払い出されていると推認されることから、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であると考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が昭和 43 年に申立人と一緒に国民年金に加入したとしている職場の同僚は、国民年金には 43 年ではなく数年遅れて加入したと証言している上、この同僚の国民年金手帳記号番号の払出時期は 52 年 7 月以降と推認されることから、申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
A社に昭和 45 年 7 月から勤務し、2 か月経って社員になり、47 年 3 月 31 日まで勤務した。

昭和 45 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までは厚生年金保険の被保険者期間であるが、申立期間についても、働いていたことは事実なので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和 45 年 9 月 1 日に資格取得し、同年 11 月 1 日に資格喪失しており、同原票の整理番号に欠落は無い。

さらに、A社の元事業主が提出した総勘定元帳の写しでは、申立人に対し、昭和 45 年 9 月に 2 回、同年 10 月に 2 回及び同年 11 月に 1 回の給与支払いの記載があるものの、同年 11 月 3 日に支払われた給与は、同年 10 月後半の賃金と推認され、同年 11 月以降の賃金は申立人には支給されていないことから、申立期間における申立人の勤務は確認できない上、厚生年金保険料の控除の記載も無い。

加えて、申立人の同僚について調査を行ったものの、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 8 日から同年 10 月 10 日まで
会社を退職後、昭和 61 年 9 月 8 日から同年 10 月 10 日までの 1 か月間、A社に採用されて販売の営業をした。在籍証明書があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人が、申立期間についてA社に勤務していたことは認められるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い上、当時の勤務先の担当課長の証言からは、申立人が勤務していたことは覚えているが、それ以外は記憶に無いとしており、申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。